DBJ Research

No.410（2023年12月29日）

インバウンド獲得競争の中で注目されるデジタルノマド

産業調査ソリューション室　粟飯原 希

要旨

- 「デジタルノマド」と呼ばれる、リモートワークをしながら国内外を遊牧民（ノマド）のように旅する人々がインバウンド獲得競争の中で注目されている。長期滞在による地域への経済効果だけでなく、人的交流によるビジネス面でのイノベーションの創出や地域課題の解決への寄与も期待されている。
- 50以上の国と地域が長期滞在可能な「デジタルノマドビザ」などを発給する中、日本においても2023年6月に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太方針2023）の中で、デジタルノマドの呼び込みに向けビザ（査証）・在留資格などについて、2023年度内に制度化を行うことが明記された。
- 優秀かつ高収入なデジタルノマドの誘致合戦が加速する中、ビザ制度化を契機に日本の各地域が長期滞在を伴う誘客を進めるためには、地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）が誘致プログラムを実施し、ニーズ把握や情報発信を行うとともに、コワーキングスペースの運営者がコミュニティマネージャーと呼ばれる人材を育成・配置し、デジタルノマドと住民やすでに存在するデジタルノマドのネットワークをつなぐ必要がある。これにより、地元のスタートアップ企業とのビジネスマッチングや社会課題解決のアイディア創出の可能性が高まり、地域が誘客の恩恵を多角的に享受することができるだろう。

世界では、観光分野における新たな有望市場として「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーが注目されており、50以上の国と地域が長期滞在可能な「デジタルノマドビザ」などを発給している。本稿では、日本における「デジタルノマドビザ」の制度化を前に、観光業界に関連する各主体に求められる取り組みについて考察する。

1.インバウンドの状況

日本の観光業が経済、社会、環境への影響を十分に考慮した持続可能な成長をするためには、長期滞在で高い消費単価のインバウンド客を誘客する必要がある。また、地方におけるインバウンドの回復状況については、地域ごとに大きな差が生じており、大都市だけでなく地方にも誘客を図り、経済効果を広く波及させることが求められる。

足元、円安の影響でインバウンドの消費単価は上昇し、滞在日数も長期化している。具体的には、観光庁によると、2023年7月から9月期の全インバウンド（クルーズ客を除いた一般客）一人当たりの旅行支出は約21万円となっており、2019年同時期より29％増えた。同時期の平均泊数（全目的）は11.2泊となっており、2019年同時期の10.4泊を上回った。しかし、国連世界観光機関によると、日本のインバウンド旅行消費額単価は2019年においては世界で39位、2022年には18位であった。日本においては世界のインバウンド消費需要を獲得する余地が十分にあることを示している。

また、インバウンドの地方への誘客の観点で、2023年6月から8月の外国人延べ宿泊者数は三大

図表1　三大都市圏と地方部における外国人延べ宿泊者数

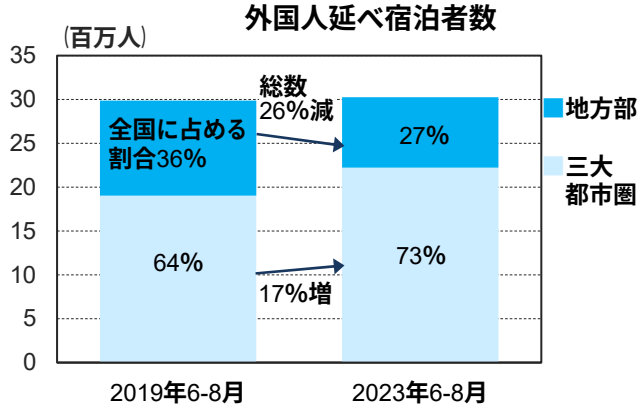

（備考）1．観光庁「宿泊旅行統計調査」により日本政策投資銀行作成
2．三大都市圏（東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫）

都市圏でコロナ禍前（2019年6月から8月）から17％増加したのに対し、地方部においては26％減となっており、三大都市圏との差がさらに開いている状況である（図表1）。限られたインバウンド客に長期滞在を促すとともに、今後地方空港における国際線の便数が回復することを見込み、その波及効果を広げる取り組みを進める必要がある。

2.注目される「デジタルノマド」とは

そのような中で誘客対象の一つとして注目されているのが「デジタルノマド」であり、長期滞在による経済的なインパクトがあることや、多くがプロフェッショナルのIT人材でビジネス面でのイノベーションの創出や地域課題解決への寄与に期待が持てる点が特に注目されている。

正確な統計はないが、米国旅行情報サイトA BROTHER ABROADの調査では、デジタルノマドは世界に約3,500万人おり、関連支出は年7,870億米ﾄﾞﾙ（約117兆円）に上るとの推計もあり、今後さらに増加すると期待されている。同調査によると、マーケティングやコンピュータサイエンス・IT、クリエイティブサービスなど、IT端末により場所を問わず働くことができる人が多いとされ、フリーランスだけでなく、企業の被雇用者も少なくない。こうした動きには、コロナ禍を経てリモートワークを可能にする働き方が広がったことや新しいライフスタイルや旅の滞在形態への関心の高まりなどが影響していると考えられる。

さらに、（一社）日本デジタルノマド協会がデジタルノマド90名に対して行った調査によると、日本での想定滞在期間が「1ヵ月以上」と回答した割合は約80％を占めている。また、彼らの平均月収は78万円であり、一般的な日本人の平均月収の倍以上に相当し、地域への経済効果が期待されることを示している。

3.ワーケーション事業からの発展

デジタルノマドについて、「ワーケーション」との違いを示すため、誘客対象ごとに滞在の目的や期間を整理した（図表3-1）。「ワーケーション」とは、観光庁によると「テレワークを活用し、リゾート地・温泉等で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと」であり、

図表3-1　各誘客対象における滞在目的・期間

誘客対象	デジタルノマド	ワーケーター（ワーケーションをする人）	旅行者	出張者
滞在目的	ワーケーション＋多様な文化や人との交流のある生活	ワーケーション＝テレワーク＋観光	観光	ビジネス
滞在期間	数ヵ月～数年	数日～数週間	数日～数週間	数日～数週間

（備考）日本政策投資銀行作成

図表3-2　デジタルノマド誘致のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
経済面	➢ 長期滞在による地方への誘客や、宿泊施設・飲食店・観光地などにおける消費拡大 ➢ ITを活用するホワイトカラーの高度人材が国内のスタートアップと交流することなどによるイノベーションの創出 ➢ 将来的な高度人材の日本への定住、起業	➢ 国内の雇用を奪われる懸念 ※ 地域の雇用を奪うような単純労働者の流入とは異なり、在留資格の内容により対策は可能 ➢ 物価や不動産価格の高騰 ※ 来訪者数から可能性は低い
社会面	➢ 関係人口の増加による地域課題の解決 ➢ 旅行需要の平準化（地方への誘客、季節変動の平準化）	➢ 地域とのトラブルの増加や治安の悪化 ※ 滞在先の文化や慣習に興味があり、教養やマナーのある高所得層が多いため、懸念は低い ➢ オーバーステイ ※ 在留資格の内容により対策可能
環境面	➢ 団体旅行に比べ移動が少ないため、移動に係るCO_2排出が少ない	ー

（備考）日本政策投資銀行作成

滞在形態の一つである。本稿ではワーケーションよりも長期の滞在形態で、さらに多様な文化や人との交流を行うライフスタイルで国内外を旅する人々のことをデジタルノマドと整理した。

誘客対象として、ワーケーターとデジタルノマドは重複する部分があるが、これまで日本におけるワーケーションについての議論は国内市場向けであった。デジタルノマドは国内外のリモートワーカーを対象としており、海外から長期間滞在するリモートワーカーを誘客することができれば、予想される市場規模や効果はワーケーションよりも格段に大きい。主に日本人を対象とするワーケーションについては、国内の雇用・休暇制度などの変化が限られる中では、市場規模の急拡大は難しい。一方、世界中でリモートワークが一般的になったことやデジタルネイティブであるZ世代の台頭により、今後世界的にデジタルノマドは増えるものと予想される。

デジタルノマドの滞在日数は1ヵ所で数ヵ月以上など長期に及ぶことが多い。デジタルノマドを誘客するメリットとして地方への誘客や、宿泊施設・飲食店・観光地などにおける消費拡大、ITを活用するホワイトカラーの高度人材との交流によるイノベーションの創出や地域課題の解決といった効果が見込まれる（図表3-2）。デメリットとしては、国内の雇用を奪う可能性が挙げられるが、地域の雇用を奪うような単純労働者の流入とは異なり、在留資格の内容により対策は可能である。また、地域トラブルの増加や治安の悪化が指摘されているが、デジタル

図表4-1　各国のデジタルノマドに係るビザ・在留資格

エストニア	➢ 過去6ヵ月に最低4,500ユーロの月収が必要
スペイン	➢ 最長5年間滞在して非EU市民がリモートワークをすることが可能 ➢ 収入の最大20%をスペイン企業から得ることができる
ドイツ	➢ 3ヵ月以上居住した場合、所得に応じて納税の義務が発生 年間9,744ユーロまでの所得は非課税
インドネシア	➢ 20億ルピア（約1,800万円）以上の口座またはそれに相当する資金証明が必要 ➢ 5年または10年滞在可能
マレーシア	➢ 24,000米ﾄﾞﾙ以上の年収が必要 ➢ 対象業種：IT・デジタルプロフェッショナル、デジタルマーケティング、デジタルクリエイティブコンテンツ開発など
タイ	➢ 最長10年間滞在可能 ➢ 過去2年間の個人収入が年間80,000米ﾄﾞﾙ以上であることなどが必要 ➢ 少なくとも50,000米ﾄﾞﾙの補償が含まれる健康保険、またはタイでの治療を保証する社会保障給付、または少なくとも100,000米ﾄﾞﾙの保証金が必要

（備考）KPMG International Limited「Digital Nomad and Remote Work visa options -November 2023-」およびマレーシア・デジタルエコノミー公社「DE RANTAU PASS FREQUENTLY ASKED QUESTIONS（FAQ）」により日本政策投資銀行作成

図表4-2　海外におけるデジタルノマド誘致の先進事例

ポルトガル領マデイラ諸島（大西洋のバカンス先）

- 2021年からスタートアップ・エコシステム推進機関を通じて「デジタルノマド・マデイラ・アイランド」を実施（2024年まで継続の予定）
- デジタルノマドを地元企業や住民と融合させ、社会的、経済的に強いプラスの影響を与えるコミュニティを構築することを目的とした取り組み
- マデイラ島の人口8,000人の村ポンタ・ド・ソルでは、最初の1年で6,000人以上のデジタルノマドを誘致し、推定3,000 万ユーロの経済効果をもたらしたという

➡ デジタルノマドビザは、地方再生のツールにもなり得る

（備考）JETRO

図表4-3　議論されるデジタルノマドビザ・在留資格の要件・要点

議論される要件	議論される論点
✓ 収入・預金・資格の証明	✓ 滞在期間
✓ 外国での就労・雇用状況の証明	✓ 申請費用
✓ 健康保険や旅行保険の加入証明	✓ 申請手続き方法（デジタル上でのワンストップ手続き）
✓ 犯罪歴が無いことの証明	✓ 国内での就労制限
✓ 学歴、職歴の証明	✓ 所得税などの納税義務
	✓ 家族帯同の取り扱い

（備考）各種資料により日本政策投資銀行作成

ノマドの多くは、滞在先の文化や慣習に興味があり、教養やマナーがあるため、一定の刺激・摩擦が生じる可能性はあるものの、比較的懸念は少ないと考えてよいだろう。

4.50以上の国と地域が「デジタルノマドビザ」を制度化

世界では、デジタルノマドを観光分野における新たな有望市場と捉え、国連世界観光機関によると50以上の国と地域が長期滞在可能な「デジタルノマドビザ」などを発給している。特に、欧州などで導入の動きが広がっている。エストニアやタイなどでは、高収入であることを要件として定めているほか、戦略的にIT系の高度人材を誘致できるようマレーシアでは対象業種を絞り、エストニアとスペインでは、地元の企業で働くことを可能とする独自のビザ・在留資格を定めている（図表4-1）。

また、先進的な取り組みで注目されているポルトガル領マデイラ諸島においては、スタートアップ・エコシステム推進機関が無料のコワーキングスペースや地元企業・住民との交流機会を提供するプロジェクトを実施し、推定3,000万ユーロの経済効果をもたらした。これは、デジタルノマドビザが地方再生のツールになる可能性を示している（図表4-2）。

国によってビザ・在留資格の内容は異なり、制度化にあたり議論されるのは、滞在期間、申請費用、国内での就労制限、納税義務、収入や保険加入の要件などであり（図表4-3）、不法移民防止の観点からも所得条件が重要である。

図表5-1　デジタルノマド誘致に係る国や地方自治体、経済団体などの動向

国：国　地：地方自治体など　経：経済団体

2022年	地	【ニセコ町】 国に対して「デジタルノマド・ビザ」の創設を要請
11月	経	【（一社）新経済連盟】 第6回教育未来創造会議ワーキング・グループにおいて、「コロナ後のグローバル社会における外国人材の受け入れ・活躍推進に向けた要望」の中で「デジタルノマド」誘致の政策的な取り組みとしてデジタルノマドビザプログラムを国に提案
2023年4月	経	【（一社）新経済連盟】 「スタートアップ育成5か年計画に係る政策の要望」の中で「デジタルノマド専用のビザを一定の要件のもとに設けることにより、観光立国の起爆剤とするとともに、日本のイノベーション力向上に向けた日本社会全体のアップデートを図る。」ことを国に要望
	国	【内閣府】 対日直接投資推進会議にて「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」決定。デジタルノマドについて「ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、必要な対応を行う。」と明記
5月	国	【観光庁】 観光立国推進閣僚会議にて「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」決定。デジタルノマドについて「ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度中の制度化を行う。【内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】」と明記
6月	地	【東京都】 「令和6年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」の中で「国際的なリモートワーカー（いわゆる『デジタルノマド』）が入国可能となる在留資格の創設に向けた検討を加速し、早期に実現を図ること。なお、検討に当たっては、イノベーションを促進する観点から、デジタルノマド人材がスタートアップとの交流や協業等が可能となるような活動を認めること。」を要求
	国	【内閣府・内閣官房】 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太方針2023）および「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」が閣議決定。デジタルノマドについて「ビザ・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度中の制度化を行う。」と明記
	地	【北九州市】 国家戦略特別区域会議合同会議にて、リモートワークビザ（特定活動）の創設を提案
	地	【（公財）福岡観光コンベンションビューロー】 2023年度「海外デジタルノマドの誘客プロモーションおよびニーズ把握等業務委託」開始
10月	地	【福岡市】 1ヵ月にわたり（公財）福岡観光コンベンションビューローと共同で、デジタルノマド誘致プログラム「COLIVE FUKUOKA」を開催。併せて10月5日に「WORLD WORKATION カンファレンスin 福岡」を開催

（備考）（一社）新経済連盟「スタートアップ育成5か年計画に係る政策の要望」ほか各種資料により日本政策投資銀行作成

5.日本は動き出したばかり

一方、日本では、国や地方自治体、経済団体などによるデジタルノマド誘致に向けた動きが始まったばかりである。2022年にニセコ町や（一社）新経済連盟が国にデジタルノマドビザを提案し、その後、東京都がデジタルノマドビザ検討にあたっては、イノベーションを促進する観点から、デジタルノマド人材がスタートアップとの交流や協業などが可能となるような活動を認めることを提案要求した（図表5-1）。そして、国においては、2023年5月に決定された「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」や同年6月に決定された「骨太方針2023」および「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」の中で、「国際的なリモートワーカー（いわゆる『デジタルノマド』）の呼び込みに向け、ビザ（査証）・在留資格など制度面も含めた課題についての把握・検討を行い、本年度中の制度化を行う。【内閣官房、内閣府、デジタル庁、法務省、総務省、財務省、厚生労働省、観光庁、外務省】」と明記された。

現在、観光など日本で報酬を得る活動をしない場合の短期滞在ビザは最大90日までであり、90日を超える滞在には企業などによる招聘が必要な就労ビザが求められる。また、観光・保養を目的とするロングステイのための特定ビザもあるが、3,000万円以上の預貯金を有する者という要件があり、在留期間は最長1年である。国外の機関に雇用されたり、国外の企業を経営しながらリモートワークをして日本に滞在する外国人の受け入れは想定されておらず、そうした人材に日本への長期滞在を促すためには、図表4-3のような内容を検討し、ビザ・在留資格の制度化を図る必要がある。

制度化に向けた各府省庁の役割分担は、聞き取りをした2023年10月末時点で表のとおりである（図表5-2）。関係省庁との総合調整を行うのは、内閣官房副長官補室だが、在留資格面の制度化の鍵を握るのは、法務省の外局である出入国在留管理庁である。

6.今後期待される地域の取り組み

各府省庁が2023年度内のデジタルノマドビザ制度化に向けて調整を進める中、各地域においては、デジタルノマドの来訪の目的を明確にし、それぞれの強みを生かした長期滞在を促す戦略を立てる必要がある。今後デジタルノマド誘致の取り組みが期待される地域を誘客目的の観点から分類し、例としてその強みを示した（図表6-1）。具体的には、①地域活性化に向けて関係人口創出のためコロナ禍から国内のワーケーション誘致を進めており、その拡大版としてインバウンドにもターゲットを広げる地域、

図表5-2　デジタルノマドビザ制度化に向けた各府省庁の役割分担

内閣官房	制度化に向けた関係省庁との総合調整
内閣府	対日直接投資推進に向けたアクションプラン策定、フォローアップ
デジタル庁	必要なデジタル化の推進
法務省	在留資格の制度整備
総務省	税制の制度整備
財務省	所得税などの取り扱いの整理
厚生労働省	在留資格制度に応じた医療保険などの扱いの整理
観光庁	地方自治体や旅行業者へのデジタルノマド誘致のニーズの調査
外務省	法務省の依頼に基づく調査を在外公館で実施 在留資格の制度決定後ビザ（査証）の制度整備

（備考）各府省庁への聞き取りにより日本政策投資銀行作成

図表6-1　今後デジタルノマド誘致の取り組みが期待される地域とその強み

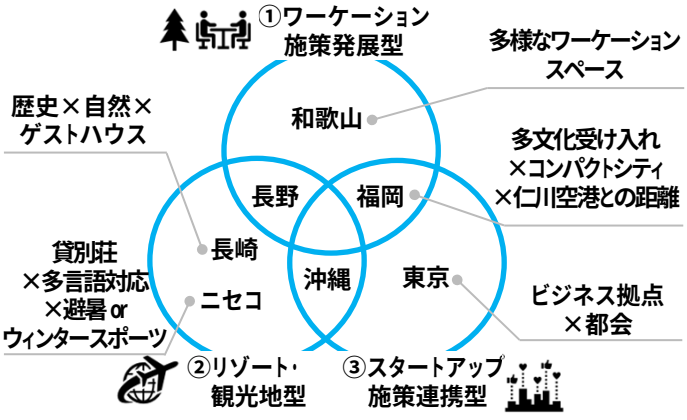

（備考）日本政策投資銀行作成

②リゾート地・観光地としてさらなるインバウンドの長期滞在を狙う地域、③イノベーション促進のためビジネス人材としてデジタルノマドを誘致し、スタートアップ人材などとの交流を促す地域、の3類型が考えられる。すでにあるワーケーション環境やビジネス環境、自然や文化的資源を活用したそれぞれの強みを生かした取り組みが求められる。

すでに先進的に取り組みを進めているのは、これまでのワーケーション施策のさらなる発展とビジネス面での人材交流を通じたスタートアップなどによるイノベーション創出を狙う福岡である（図表6-2）。福岡市と（公財）福岡観光コンベンションビューローは「海外デジタルノマドの誘客プロモーション及びニーズ把握等業務」の一環として2023年10月1日から31日までの期間でデジタルノマド誘致プログラム「COLIVE FUKUOKA」を実施し、アメリカ、メキシコ、韓国など23の国と地域から総勢48名のデジタルノマドを誘致した。1ヵ月間にわたり市内を拠点にした複数のコワーキングスペースでのリモートワークとともに、ビジネスイベントへの参加や九州ならではの地域文化の体験といったプログラムを提供した。本参加者は同月5日に行われた「WORLD WORKATION カンファレンス in 福岡」において、全国から来訪した参加者とデジタルノマドのライフスタイルや滞在のニーズなどについて意見交換を行った（図表6-3）。カンファレンスの最後には同市の高島市長が登壇し、デジタルノマド誘致に意欲を見せた。自治体による海外デジタルノマド誘致の取り組みは、日本初という。

また、福岡市のプログラムの後の2023年11月に長崎市においても観光庁の補助金を活用したファムツアー（Familiarization Tourの略称、インフルエンサーなどを招き現地視察や体験をしてもらうツアー）が実施された。同市の担当者によると、デジタルノマドへヒアリングを行い、誘致にあたっての同市の強みや弱みを調査したという。具体的には、ゲストハウスのようなコリビング施設が整っていることや歴史的な文化財や豊かな自然があることは強みだということである。一方で、ビジネス面での交流には弱みがあるが、福岡市など周辺都市とセットで滞在してもらうことで補完できるのではないかということであった。

さらに、デジタルノマドは、地域の文化や風習に興味があり、暮らすように長期滞在をするため、観光地以外の地域においても、豊かな自然環境や文化的資源、地域との交流機会があり、リモートワーク環境が整っていれば、誘客の可能性は十分にあるといえる。

図表6-2　福岡のデジタルノマド誘致プログラム「COLIVE FUKUOKA」の概要

期間	2023年10月1日～31日
開催主体	福岡市 （公財）福岡観光コンベンションビューロー
参加者	アメリカ、メキシコ、スペイン、アルゼンチン、韓国、台湾など23の国と地域よりデジタルノマド総勢48名が福岡に滞在
プログラム内容	➢ 海辺や都市部のコワーキングスペースでのコワーキング体験 ➢ 「WORLD WORKATION カンファレンス in 福岡」や「DIGITAL NOMAD SUMMIT」、「CHILL FES IN能古島」などのイベント参加 ➢ オープントップバスのナイトツアー、博多旧市街のまち歩き、屋台ホッピング、日本酒の酒蔵見学 ➢ 地域ボランティアとの花植体験、お茶体験など

（備考）福岡市より情報提供

図表6-3　「WORLD WORKATION カンファレンス in 福岡」の様子

（備考）福岡市提供

7.観光業界が取り組むべきこと

それでは、ビザ導入を契機として、デジタルノマド誘致のためにどのような環境整備が必要なのか。観光業に関連する各主体に期待される取り組みをまとめた（図表7）。デジタルノマドは日々のコミュニケーションや滞在先についての情報交換を図り、ノマド同士が密なネットワークを構築する傾向にある。そこで、コワーキングスペースや地域のハブとなるコミュニティの運営者がデジタルノマド向けのコミュニティマネージャーを育成・配置し、長期滞在の支援をするとともに、地域の住民やすでに存在するデジタルノマドのネットワークにつなぐことで、効率的に人的交流を促すことが重要である。

また、デジタルノマドはSNSなどで現地情報をレビューすることが多く、自治体のファムツアーに対する彼らの発信は、デジタルノマドのニーズや自らの地域の強みを把握するばかりでなく、誘客の土壌を強化する効果も期待される。さらに、ビジネスや学校・地域などのコミュニティとの交流機会の創出により、地元のスタートアップ企業とのビジネスマッチングや社会課題解決のアイディアが生まれるといった可能性が高まり、地域が誘客の恩恵を多角的に享受することができるだろう。

その際に、観光地域づくり法人（DMO）が地域内の各主体をつなぐハブ機能としての役割を発揮し、地域全体として誘致を進めるための一体的な環境整備やプログラムづくりを担うことも期待される。ただし、先行事例に沿って環境整備を進めるだけでなく、それぞれの特徴に応じた地域への波及効果を狙った戦略を立てることが重要となる。

全体を通じて求められるのは、新たなコワーキングスペースや宿泊施設といった大規模なハード面の整備よりも、地域にある既存の施設を活用してリモートワーク環境を整えた上で、滞在についての「情報」を発信し、その地域ならではの「コミュニティ」との交流を促すといったソフト面の取り組みである。優秀かつ高収入なデジタルノマドの誘致合戦が加速する中、これらの取り組みを戦略的に進めることができれば、世界的な競争の中で日本が優位に立つことができるとともに、各地域における持続可能な観光業の発展が進むと考えられる。

図表7　デジタルノマド誘致のために観光業界に関連する各主体に期待される取り組み

観光地域づくり法人（DMO）	➢ 地域内の各主体をつなぐハブ機能としての役割を発揮し、地域全体として受け入れるための環境整備やプログラムづくり ➢ デジタルノマドコミュニティに向けた情報発信やプロモーション
ホテル・旅館	➢ 中長期型やコリビング型の施設、家族やグループ向けのコネクティングルームへの設備投資 ➢ コワーキングスペースとの連携
旅行事業者	➢ 自由度の高いデジタルノマド向け滞在パッケージの開発 ➢ 地域の文化的資源や自然環境を活用したアドベンチャーツーリズムなどの売り込み
コワーキングスペース事業者	➢ 長期滞在の支援をするとともに、人のつながりを担うコミュニティマネージャーの設置 ➢ 欧米豪の時間に合わせて夜間でも仕事やオンライン会議ができるスペースの確保
交通事業者	➢ 交通・コワーキングスペース・コリビングホテル利用がセットになったデジタルノマド向けパッケージの展開 ➢ 運賃の支払い方法のデジタル化
地方自治体	➢ 官民連携による誘致活動（メディアやインフルエンサーなどを招聘したファムツアー・情報発信、プロモーション、ニーズ把握調査、ビジネス交流拠点などにおけるデジタルノマドと地域住民・ビジネス人材の交流機会の創出、コミュニティ形成の支援など） ➢ 日常生活で利用する店舗（スーパーや美容室、スポーツジムなど）の多言語対応の促進 ➢ 他自治体との情報交換、広域連携
国	➢ 現場や民間の議論を踏まえた制度設計 ➢ ワンストップで利用しやすいビザ申請方法の設定 ➢ 官民連携による誘致活動（モデル地域への伴走支援、欧米豪へのプロモーションなど） ➢ モデル地域への伴走支援（コミュニティマネージャーといった人材育成への支援など）

（備考）1. ヒアリングにより日本政策投資銀行作成　2. DMO（Destination Management Organization）

©Development Bank of Japan Inc.2023
本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引などを勧誘するものではありません。本資料は当行が信頼に足ると判断した情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しましては、ご自身のご判断でなされますようお願い致します。本資料は著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、著作権者の許諾が必要ですので、当行までご連絡下さい。著作権法の定めに従い引用・転載・複製する際には、必ず、『出所：日本政策投資銀行』と明記して下さい。

お問い合わせ先　株式会社日本政策投資銀行　産業調査部
Tel: 03-3244-1840
e-mail（産業調査部）：report@dbj.jp